

採点基準項目及び配点表

分類	採点基準項目	配点
(1) 業務履行実績	医事業務を適切に実施するための実績が十分にあるか。	25
(2) 責任者の資格及び経歴等	① 責任者として医事業務全体を見渡し、監督できるだけの資質及び経験、資格があるか。※責任者は医療事務の資格が必須 ② 平時及びトラブル発生時における本社等との連絡体制は図られているか	20
(3) 業務従事者の配置計画	① 医事業務を実施するために、質・量ともに十分な人員配置ができているか。安定して人材が確保できる計画となっているか。 ② 有資格者の状況、経験者等が適正に配置されているか、指揮命令系統や病欠時の対応などは十分か。 ③ 人員配置は適切で合理的かつ効率的な人数の業務従事者が配置されているか。また積算根拠は適切か。	35
(4) 教育研修等	① 効果的な教育研修の計画が策定されているか。 ② スキルアップと業務の質の向上が図られる内容となっているか。 ③ 業務従事者の職場定着、就業意欲向上への取組や働き方改革への取組はあるか。 ④ 本社等からのサポート体制は図られているか。	30
(5) 個人情報保護の考え方及び取組	個人情報保護について実効性の高い取組や体制がとられているか。	15
(6) 患者サービスの向上等	① 業務従事者の接遇向上に対する取組や体制が構築されているか。 ② 患者からの苦情や意見への対応、トラブル発生時など緊急時の対応の方策が示されているか。 ③ 待ち時間の改善に向けた方策について実現性はあるか。	30
(7) 診療報酬請求事務	① 請求精度向上について適正かつ効率的な体制がとられているか。 ② 返戻、査定減についての取組が具体的に示されているか。 ③ 医師をはじめ病院職員への情報提供や助言を行う体制（仕組み）がとられているか。	35
(8) 病院経営に資する提案及び取組体制	① 実効性、独創性のある具体的な提案がなされているか。 ② 医事業務の適正化や効率化が図られる提案となっているか。 ③ 医師をはじめ病院職員の業務負担軽減につながる提案がなされているか。	20
(9) 現行の受託業者からの引継ぎ及び契約終了時の新規受託者への引継ぎ	① 医事業務に支障をきたすことがない提案となっているか。 ② 人員配置及び引継ぎ期間は十分なものとなっているか。	10
(10) 見積額	医事業務の受託に係る見積額は適正な額か。	30
合 計		250

■個別項目採点基準（※「(1)業務履行実績」「(10)見積額」を除く。）

配点	
35点	大変良い 良い 少し良い 普通 (標準的) 少し不十分 不十分 大変不十分 35 30 25 20 15 7 1
30点	大変良い 良い 少し良い 普通 (標準的) 少し不十分 不十分 大変不十分 30 25 20 15 10 5 1
20点	大変良い 良い 普通 (標準的) 不十分 大変不十分 20 15 10 5 1
15点	大変良い 良い 普通 (標準的) 不十分 大変不十分 15 12 8 4 1
10点	大変良い 良い 普通 (標準的) 不十分 大変不十分 10 8 5 3 1

■「(1)業務履行実績」の採点基準

参加表明書に添付する「医事業務履行実績一覧表」により採点を行う。

令和2年4月1日以降の業務履行実績を延べ履行年数に応じて評価する。

※診療所における実績、関連会社の実績、並びに履行中の契約は含めない。

- ・業務履行延べ年数 10年につき1点とする。（上限10点）
- ・東北厚生局管内に所在する病院での履行延べ年数が50年以上の場合は、5点を加算する。
- ・青森県内に所在する病院での履行延べ年数が10年以上の場合は、5点を加算する。
- ・自治体病院における履行延べ年数が50年以上の場合は、5点を加算する。

(例) 業務履行延べ年数 1年×50件 = 50年
 2年6カ月×2件 = 5年
 3年×10件 = 30年
 合計85年 ⇒ 8点

※1年未満の月数も累計で集計する。

■「(10)見積額」の採点基準

経費縮減の配点 (①経費縮減率×②1%あたりの配点)

$$\text{①経費縮減率} = \{1 - (\text{見積額} / \text{提案上限額})\} \times 100$$

$$\text{②1\%あたりの配点} = 1.5 \text{ 点}$$

<参考>経費縮減の配点について (①×②)

経費縮減率 (%)	20	15	10	5	0
経費縮減の配点 (①×②)	30	22.5	15	7.5	0

- ・経費縮減率は最大20%とします。
- ・1%縮減で、基本点に1.5点加算され、最大30点となります。
- ・得点に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第3位を四捨五入します。
- ・企画提案者からの見積額が提案上限額を上回る場合は、その時点で失格とします。

○最低基準点について

最低基準点の設定について、業務の質について一定の質を維持する観点から、採点基準（「(1)業務履行実績」と「(10)見積額」を除く。）において普通とした点数の合計を最低基準点（103点）とし、企画提案者の合計得点がこれに満たない場合は失格とします。